

介護保険料が一部変わります

第1号被保険者（65歳以上の方）のうち、低所得者（第1～3段階）の令和2年度介護保険料を下表のとおり変更します。

これは、昨年10月の消費税率引上げによる財源を活用した社会保障の充実策として、これまで実施していた保険料軽減に加え、第1～3段階の保険料をさらに軽減するものです。

※第4段階から第9段階の保険料は変更ありません。

▼問合せ
 ○保健福祉課介護保険係
 ☎ 6910
 ○税務課庶務諸税係
 ☎ 6936

介護保険料段階別一覧（令和2年度）

段階	対象者	保険料年額 ()内は変更前
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金等収入額の合計が80万円以下の方	20,900円 (26,100円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で第1段階に該当しない方の内、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	34,800円 (40,000円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方の内、第2段階以外の方	48,700円 (50,500円)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象に保険税等を減免します

次の要件を満たす方は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料が減免となります。

▼要件

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った世帯の方（全額免除）
- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①②どちらにも該当する世帯の方（全部または一部免除）

① 給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

② 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること（国民健康保険・後期高齢者医療保険については更に前年の所得の合計額が1千万円以下であること）

▼申請受付 7月15日(水)から

※申請には、収入を証明する書類等が必要となります。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

▼申請・問合せ 税務課庶務諸税係
 ☎ 6936

固定資産税（土地・家屋）に関するお願い

固定資産税納税通知書に添付の課税明細書をご確認いただき、土地の利用状況や家屋の現況に相違等がある場合は、ご連絡ください。

また、常時、職員が現地確認を行っておりますので、敷地への立ち入りや写真の撮影、所有者の方に声をお掛けする場合があります。公平で適正な課税を行うため、ご理解とご協力をお願いします。

○土地について

固定資産税の土地評価における課税地目は、台帳地目（登記簿上の地目）にかかわらず、毎年1月1日時点での利用状況によって認定します。

▼家屋が滅失してある場合

調査で家屋の滅失を確認した場合、原則として滅失を確認した年度の翌年度の課税台帳からの削除となりますので、家屋を滅失した場合は速やかにご連絡ください。また、家屋を取り壊した年が確認できる滅失証明書等がある場合は、さかのぼって課税台帳から削除（最大5年間分）しますので、ご相談ください。

▼過年度に建築した家屋

過年度に建築していたことが確認できた賦課漏れの家屋は、原則として、さかのぼって課税（最大5年間分）となります。

▼問合せ 税務課資産税係・全棟調査係
 ☎ 6905

○家屋について

町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真等を活用して家屋の新増築を把握するほか、町内を巡回し新増築や取り壊し等の確認調査を行っています。

▼家屋が新増築してある場合

新たに課税対象となる場合は、家屋調査実施のお願いの通知を送付します。また、現地確認にて調査をお願いする場合があります。

主に平成31（令和元）年中に、家屋を新築、増築または改築で取得した方に、7月8日付けで「不動産取得税納税通知書」を送付します。

金融機関の窓口等、納税通知書に記載の場所で納付してください。

▼納期限 7月31日(金)

▼問合せ 大田原県事務所課税課不動産取得税担当
 ☎ 0287-23-4172

家屋を新築などで
取得した方へ

